

保護者の皆様

天城町教育委員会教育長

## 新型コロナウイルス感染防止に伴う臨時休業のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止策につきましては、本県も緊急事態宣言の対象地域とされたことを受け、知事から県内の各学校設置者に対して、4月22日（水）から5月6日（水）までの間、臨時休業について協力の要請がありました。

知事の要請を受け、天城町においても新型コロナウイルス対策本部で協議をし、感染の拡大を防ぐため国が一丸となって取り組む重要な時期にあり、何より児童生徒の健康と生命を守ることが最優先と考え、町内全ての小中学校を臨時休業とします。保護者の皆様へのご希望と今後の対応については、下記のとおりです。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休業の期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）まで

#### 2 体調管理について

(1) これまでどおり、お子様の体調の状況を把握するため、朝晩の体温の測定を行ってください。

(2) 次の症状がある場合は、直ちに徳之島保健所（0997-82-0149）に相談してください。

ア 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合

イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

(3) 上記に該当する症状がある場合や医療機関において、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、学校まで御連絡ください。

(4) 児童生徒及び同居する家族や親戚等がやむを得ず島外に外出する場合、もしくは既に島外に居て、同居する家族や親戚等が帰島する場合は、必ず学校にその旨を事前に連絡するようお願いいたします。そして、以下の対応に御協力ください。

ア 児童生徒が島外から帰島した場合は、**帰島した次の日から2週間自宅待機。**

イ 児童生徒の同居する家族や親戚等が島外から帰島及び来島した場合は、**帰島した次の日から1週間自宅待機。**

#### 3 臨時休業中の対応について

(1) 臨時休業中は子どもだけで過ごすことがないように、保護者の責任において健康・安全管理を行ってください。

(2) 自宅待機を原則とします。感染防止の観点から不要不急の外出を控えさせ、友人宅等に集まって複数人で過ごすことがないように御指導ください。

(3) やむをえず外出させる際は、マスクの着用やこまめに手洗いうがいを行わせてください。

(4) 臨時休業中の学習課題等については、各学校からの指示に従ってください

(5) 臨時休業中も学校は常時対応していますので、何かありましたら電話でお問い合わせください。